

## 指名停止措置一覧

令和8年6月18日現在

商号又は名称	指名停止期間	指名停止の理由	指名停止の措置要件
新明和工業株式会社	令和7年7月3日から 令和8年7月2日まで 12か月間	新明和工業株式会社は、特定エレベーター方式PS設置工事において、遅くとも平成29年6月29日以降、独占禁止法（昭和22年法律第54号）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	別表第2第2号（独占禁止法違反行為）
株式会社CEC（旧株式会社中央技術コンサルタント）	令和7年8月29日から 令和9年8月28日まで 24か月間	株式会社中央技術コンサルタントの東北支店長が、宮城県気仙沼市発注の道路設計業務の入札において、非公表の設計価格を同市職員から事前に入手し落札したとして、公契約関係競争等妨害の疑いで、令和7年7月21日に逮捕された。	別表第2第3号（競争入札妨害又は談合）
新明和工業株式会社	令和7年11月11日から 令和8年11月10日まで 12か月間	新明和工業株式会社は、特定特装車製品の販売等に関して他社と情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意するなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行ったとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から違反事業者として公表された。	別表第2第2号（独占禁止法違反行為）
極東開発工業株式会社	令和8年1月14日から 令和9年1月13日まで 12か月間	極東開発工業株式会社は、特定特装車製品の販売等に関して他社と情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意するなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行ったとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から違反事業者として公表された。	別表第2第2号（独占禁止法違反行為）
株式会社大林組	令和8年6月2日から 令和8年7月1日まで 1か月間	株式会社大林組は、同社が代表構成員を務める共同企業体で施工中の工事にて発生した労働災害に関し、同社社員が所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行ったとして、同社及び同社社員2名が令和8年3月24日付で職沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金の略式命令を受けた。	別表第2第8号（不正又は不誠実な行為）
前田建設工業株式会社	令和8年6月18日から 令和8年7月17日まで 1か月間	前田建設工業株式会社の九州支店社員は、八代市が発注した八代市庁舎建設工事の入札に関し、八代市議らに対し、贈賄行為を行った。（なお、前田建設工業株式会社九州支店社員の贈賄行為については、公訴時効が成立している。）	別表第2第8号（不正又は不誠実な行為）